

自家診療の取り扱いについて

～ご協力をお願いします～

いつも組合運営にご理解をいただき、誠にありがとうございます。

本組合では、発足以来、自主財政の確立を図る自己努力の一環として、組合員が管理又は開設する療養取扱機関でおこなう本人とその家族および第二種組合員とその家族の自家診療の請求をおこなわないことについて規約・規定により定めております。

多くの先生方にご理解・ご協力をいただいておりますが、自家診療の請求が散見されております。

つきましては、あらためて自家診療の取り扱いについてご確認いただき、適正な請求にご協力くださいますようお願い申し上げます。

自家診療の給付制限の範囲

1. 第一種組合員自身に対しての診療
2. 第一種組合員及び後期組合員の家族に対しての診療
3. 第二種組合員とその家族に対しての診療
4. 医師国保に加入している夫婦間の診療
5. 医師国保に加入している親子間の診療
6. 病院に勤務されている第一種組合員およびその家族が所属する病院で受ける診療
7. 1～6について交付された処方箋による調剤
8. 1～6について交付された診断書による装具代
9. 1～6について交付された同意書によるはり・灸・あんま・マッサージなどの施術

なお、自家診療が判明した場合は、該当の診療報酬明細書(調剤を含む)を返戻させていただきます。